

おらほの



教室

町税などの納付は、安心・便利な口座振替がオススメです！

納期ごとに金融機関などに行く手間が省け、自動引落しなので納め忘れもなく安心です。利用手数料もかかりませんので、ぜひご利用ください。

口座振替日は、各税目の納期月の25日（土日祝日の場合は、翌営業日）です。残高不足などで引落しができなかった場合、再振替はできませんので、ご注意ください。

口座振替申し込みに必要なもの

- ①口座振替を希望する税目の納税通知書または領収書
- ②預（貯）金通帳
- ③預（貯）金通帳の届出印

上記の3点をお持ちの上、預（貯）金通帳の金融機関窓口にてお手続きください。このほか免許証や身分証明書の提示を求められることもあります。（申込用紙は、町内各金融機関窓口にて備え付けています。）

申し込みに当たっての注意点

- ①通知書番号が異なる場合は、それぞれ申し込みが必要です。
たとえば個人名義と共有名義の固定資産税がある場合、個人分と共有分とでそれぞれ申し込みが必要です。
- ②申込用紙には、納税義務者の氏名・名称と通知書番号を必ず記入してください。
※通知書番号は、納税通知書・納付書・領収書に記載されています。
(介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税通知書には記載されていません。)
※納税義務者の氏名・名称は、略さずに記入してください。
- ③申込用紙には、振替を希望する税目および口座振替開始時期を必ず記入してください。
※上記②③の記入がない場合、登録が正しく行えず、希望どおりの振替が行えなくなります。

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

- 固定資産税……………第3期
- 国民健康保険税……………第4期
- 介護保険料……………第3期
- 後期高齢者医療保険料…第3期

納付期限
9月30日(金)

口座振替日
9月26日(月)

町民税務課 税務係 ☎46-1372

税の役割

道路や公園、図書館など、誰もが利用できる公共施設は、皆さんが国や都道府県、市町村に納めたお金「税金」で作られています。他にも水道、警察や消防の活動費、病院代、ごみの収集など、暮らしを支え、豊かにするものに税金が使われています。



税の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」があります。地方税は、さらに「道府県税」と「市町村税」に分かれます。

*主な市町村税 住民税（個人町民税・法人町民税）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、町たばこ税、入湯税 など

住民税

個人の住所または居所、法人の事務所・事業所などがある都道府県および市町村に対して納める税金で、「道府県民税」と「市町村民税」を総称した呼び名です。

住民税の内容は、個人に対して課する「個人住民税」と、法人に対して課する「法人住民税」があります。



個人 住民税	<p>前年中の所得金額に応じて負担する「所得割」と、一定の条件に該当する場合に負担する「均等割」で年税額が決まります。</p> <p>【納税義務者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その年の1月1日時点で南三陸町内に住所があり、前年中に一定の所得がある人 2 「南三陸町内に住んでいないが、町内に事務所や家屋敷がある」という人
法人 町民税	<p>法人の所得に応じて計算した法人税額を基に課する「法人税割」と、資本金などや従業員数によって課する「均等割」があります。</p> <p>【納税義務者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町内に事務所や事業所がある法人 2 町内に事務所や事業所はないが、寮、保養所などがある法人

町内の法人事業者の皆さんへ

町内に事務所・事業所などがある法人は、県と町にそれぞれ申告書を提出し、申告した税額を納める義務があります。

法人町民税の申告納付期限は、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内です。

申告納付が遅れた場合、延滞金や加算金が発生する場合がありますので、忘れずに申告と納税をしてください。

前年度に申告をしている法人には、申告期限の前月に「申告のご案内」を送付しています。